

令和7年2月20日

関係所属長 殿

警 務 部 長

開示請求等において本人確認を行う際の留意事項について（通達）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示請求等」という。）において本人確認を行う際の留意事項については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令507号。以下「政令」という。）及び長野県警察個人情報開示請求等事務処理要綱の制定について（令和5年3月27日例規第7号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、「開示請求等において本人確認を行う際の留意事項について（通達）」（令和5年4月3日付け広発第81号。以下「旧通達」という。）により指示しているところ、この度、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の一部の施行に伴い、政令の一部が改正されたことから、旧通達を下記のとおり見直したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、健康保険の被保険者証等については、その有効期間は、政令第22条第1項第1号に規定する書類として引き続き用いることができることに留意されたい。

本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

第1 窓口に来所して開示請求等を行う場合

1 本人による開示請求等

(1) 本人確認書類

ア 政令第22条第1項第1号に該当する書類（次に掲げるいずれかの書類）

- (ア) 運転免許証
- (イ) 健康保険の資格確認書
- (ウ) 個人番号カード
- (エ) 住民基本台帳カード（住所の記載があるもの）
- (オ) 在留カード
- (カ) 特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- (キ) 小型船舶操縦免許証
- (ク) 運転経歴証明書
- (ケ) 猟銃・空気銃所持許可証
- (コ) 宅地建物取引士証
- (ク) 国民健康保険の資格確認書
- (シ) 後期高齢者医療保険の資格確認書
- (ス) 船員保険の資格確認書
- (セ) 私立学校教職員共済制度の資格確認書
- (ソ) 国家公務員共済組合の資格確認書
- (タ) 地方公務員共済組合の資格確認書

- (フ) 恩給証書
- (ツ) 児童扶養手当証書
- (テ) 身体障害者手帳
- (ト) 精神障害者保健福祉手帳

イ アに掲げる書類をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合に、政令第22条第1項第2号に該当するものとして、有効な書類として取り扱うもの（次に掲げるいずれかの書類）

- (ア) アに掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書・引換書類
- (イ) 旅券
- (ウ) 住所記載のない住民基本台帳カード
- (エ) 船員手帳
- (オ) 海技免状
- (カ) 無線従事者免許証
- (キ) 認定電気工事従事者認定証
- (ク) 電気工事士免状
- (ケ) 調理師免許証
- (コ) 外国政府が発行する外国旅券
- (ク) 印鑑登録証
- (シ) 療育手帳
- (ス) 敬老手帳
- (セ) り災証明書
- (ソ) 国立大学の学生証

(2) 留意事項

ア 氏名・住所不一致の場合

- (ア) 本人確認書類は、開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書（以下「開示請求書等」という。）に記載されている請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されていることが原則必要である。
- (イ) 婚姻や転居等の事由により、本人確認書類に記載されている氏名等が開示請求書等に記載されたものと異なっている場合は、請求者に事実関係を確認した上で、開示請求書等と同一の氏名等が記載されている他の本人確認書類の提示又は提出を求める。ただし、災害により一時的に転居している場合等やむを得ない理由がある場合は、住所又は居所が開示請求書等と一致しない書類しか準備できなくとも、(ウ)に従い、有効な本人確認書類として認める。
- (ウ) 住所が記載されていない本人確認書類しか提示若しくは提出ができないとする場合又は開示請求書等の記載と異なる住所が記載された本人確認書類しか提示若しくは提出できないとする場合は、請求者に事情の説明を求め、災害による一時的転居、国内短期滞在外国人等のやむを得ない理由があることを確認した上で、それらの本人確認書類の提示又は提出を求める。

なお、この場合は、住所の確認が取れていないことを念頭に置いて、その後の補正、開示の実施等の手続を進める必要がある。

イ 保険者番号等が記載された書類の取扱い

保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「保険者番号等」という。）が記載された書類の提示を受ける場合は、保険者番号等を書き写すことのないようにし、また、複写物を保管する必要がある場合は、当該写しの保険者番号等を復元できない程度にマスキングを施し、「告知要求制限」に抵触することのないよう、その取扱いには十分注意する。

ウ 個人番号カードの取扱い

個人番号は、法令で定められた場合を除き、収集及び保管が禁止されているため、本人確認書類として個人番号カードの提示を受けた場合であっても、誤って個人番号を収集等することのないよう、その取扱いには十分注意する。

エ その他

本人確認書類に疑義が生じた場合は、広報相談課に連絡の上、対応する。

2 法定代理人による開示請求等

(1) 本人確認書類

ア 法定代理人本人に係る 1 の(1)に掲げる本人確認書類

イ 法定代理人の資格を証明する書類（次に掲げるいずれかの書類）

(ア) 戸籍謄本

(イ) 戸籍抄本

(ウ) 成年後見登記の登記事項証明書

(エ) 家事事件手続法（平成23年法律第52号）第47条第1項の規定による家庭裁判所の証明書

(2) 留意事項

ア 法定代理人の資格を証明する書類

(1)のイに掲げる法定代理人の資格を証明する書類は、複写物は認められない。また、30日以内に作成されたものに限られる。

イ 法人による開示請求等

成年後見人となっている福祉関係の公益社団法人、社会福祉法人等が法定代理人として開示請求等をする場合は、法定代理人の資格を証明する書類として成年後見登記の登記事項証明書又は家庭裁判所の証明書が必要となるほか、次に掲げる書類の提示又は提出を求める。

(ア) 請求の任に当たる者（担当者）に係る 1 の(1)に掲げる書類

(イ) 法人の印鑑証明書

(ウ) (イ)により証明される印が押された担当者への委任状（代表者本人が請求の任に当たる場合は、委任状不要）

ウ その他

その他の留意事項は、本人による開示請求等の場合と同様である。

3 任意代理人による開示請求等

(1) 本人確認書類

ア 任意代理人本人に係る 1 の(1)に掲げる本人確認書類

イ 任意代理人の資格を証明する委任状

(2) 留意事項

ア 任意代理人の資格を証明する委任状

(ア) 委任状は、複写物は認められない。また、30日以内に作成されたものに限られる。

(イ) 委任状の提示又は提出を受ける場合は、その真正性を確認するために、委任者の実印を押印することとした上で印鑑登録証明書の添付を求める、又は委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の複写物の添付を求める。ただし、これらの措置については、法令上の義務ではなく、委任状の真正性を確認するための運用上の措置であることに留意する。

(ウ) 委任状は、要綱に定められた様式によることを原則とするが、要綱に定められた様式によらない書面であっても、委任状に必要な事項が記載されているものは有効な委任状として認める。

イ その他

その他の留意事項は、本人による開示請求等の場合と同様である。

第2 送付による開示請求等の場合

1 本人による開示請求等

(1) 本人確認書類

ア 政令第22条第2項第1号に該当する書類

(ア) 第1の1の(1)に掲げる本人確認書類の複写物

(イ) 住民票の写し

イ 住民票の写しを用いることができない場合に、政令第22条第2項第2号に該当するものとして、有効な書類として取り扱うもの（次に掲げるいずれかの書類）

(ア) 在外公館の発行する在留証明

(イ) 開示請求書等に記載された氏名及び住所又は居所が明示された配達済みの郵便物

(ウ) 請求者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書、宿泊証明書等

(2) 留意事項

ア 住民票の写し等

(ア) 住民票の写し及び(1)のイに掲げる書類は、30日以内に作成されたものに限る。

(イ) 住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められない。

イ 住民票の写し以外を用いる場合

(ア) 災害による一時的転居、海外長期滞在、国内短期滞在（外国人）等のやむを得ない理由により、住民票の写しが送付できないか、又は住民票の写しに記載された住所と開示請求書等に記載の住所若しくは居所が異なる場合は、(1)のイに掲げる書類であって、開示請求書等の住所又は居所と記載が一致するものの送付を求める。

(イ) (ア)の場合は、(1)のアの(ア)の書類の住所の記載については、記載されていない、又は開示請求書等と異なるものが記載されていても構わないが、疑義が残る場合は、請求者に説明した上で、所在施設の管理者等の関係者に問い合わせ、

事情を確認することが必要である。

ウ 住所不一致・不記載の場合

(1)のアの(ア)又は(イ)のいずれかの書類について、婚姻や転居等の事由により氏名又は住所が開示請求書等に記載されたものと異なっている場合や住所の記載がない場合は、請求者に事実関係を確認した上で、開示請求書等と同一の氏名、住所等が記載されている他の本人確認書類の送付を求める。ただし、イに該当する場合は、この限りでない。

エ その他

その他の留意事項は、本人が窓口に来所して開示請求等を行う場合と同様である。

2 法定代理人による開示請求等

(1) 本人確認書類

ア 法定代理人本人に係る第1の1の(1)に掲げる本人確認書類の複写物

イ 法定代理人本人に係る住民票の写し（住民票の写しを用いることができない場合にあっては、1の(1)のイに掲げる書類のいずれかの書類）

ウ 次に掲げる法定代理人の資格を証明する書類（次に掲げるいずれかの書類）

(ア) 戸籍謄本

(イ) 戸籍抄本

(ウ) 成年後見登記の登記事項証明書

(エ) 家事事件手続法第47条第1項の規定による家庭裁判所の証明書

(2) 留意事項

ア 法人による開示請求等

成年後見人となっている福祉関係の公益社団法人、社会福祉法人等が法定代理人として開示請求等をする場合は、法定代理人の資格を証明する書類として成年後見登記の登記事項証明書又は家庭裁判所の証明書が必要となるほか、次に掲げる書類の提出を求める。

なお、確認のため、開示請求書等にも押印（法人の印鑑証明書により証明される印による押印）を求める。

(ア) 請求の任に当たる者（担当者）に係る第1の1の(1)に掲げる書類の複写物

(イ) 法人の印鑑証明書

(ウ) (イ)により証明される印が押された担当者への委任状（代表者本人が請求の任に当たる場合は、委任状不要）

(エ) 法人の登記事項証明書

イ その他

その他の留意事項は、法定代理人が窓口に来所し、又は本人が送付により開示請求等を行う場合と同様である。

3 任意代理人による開示請求等

(1) 本人確認書類

ア 任意代理人本人に係る第1の1の(1)に掲げる本人確認書類の複写物

イ 任意代理人本人に係る住民票の写し（住民票の写しを用いることができない場

合にあつては、1の(1)のイに掲げる書類)

ウ 任意代理人の資格を証明する委任状

(2) 留意事項

任意代理人が窓口に来所し、又は本人が送付により開示請求等を行う場合と同様である。

担 当：広報相談課（情報公開・文書管理係）